

札幌医科大学訪問研究員受入制度（概要）

根 拠	札幌医科大学訪問研究員規程(H23.11.1規程第64号)
意 義	広く学術研究の交流を図り、科学技術の進展に寄与するため。
内 容	札幌医科大学において、一定期間、専門的かつ高度な学術研究を希望する場合、訪問研究員として受け入れる。
資 格	他の研究機関等に正式に身分を有し、専門的かつ高度な学術研究の遂行に必要な能力を有する者のうち、所属する研究機関等の長から正式に依頼がある者。 他大学の大学院生は訪問研究員としない。
申請時期	研究期間開始直前の教授会又は各種委員会開催日の2週間前まで。
提出書類	【提出先】事務局経営企画課 ・相手側所属研究機関等の長からの正式な依頼文（公印入り、任意様式） ・訪問研究員調書（別記第1号様式）
決定方法	教授研究上支障がないと認める場合、教授会又は各種委員会において審議し、各部局長が訪問研究員として受入決定する。 なお、新規受入の場合は、教育研究評議会に報告する。（教育研究評議会申合事項） 【教授会又は各種委員会】 ・医学部 → 医学部教授会 ・保健医療学部 → 保健医療学部教授会 ・医療人育成センター → 医療人育成センター教授会 ・附属病院 → 札幌医科大学附属病院運営会議 ・附属総合情報センター → 札幌医科大学附属総合情報センター運営委員会 ・附属産学・地域連携センター → 札幌医科大学附属産学・地域連携センター運営委員会
覚 書	部局長は、訪問研究員として受け入れることとなったときは、その者の所属長と覚書を取り交わす。 外国人である場合は、その者と取り交わすことができる。
研究期間	1年以内（更新可）
更新及び変更	・研究期間の更新及び受入先を変更する場合は、訪問研究員に係る変更届（別記第2号様式）を提出する。 ・提出については、上記「申請時期」と同様とする。
証明書	本人の希望により証明書を交付することができる。

利用可能施設	情報センター及び図書館のIDカードを付与。
学 位	研究歴換算方法はH29.12.14医学研究科委員会決定に基づく。
その他 (参考)	研究生：学生として本学に身分をおく者であり、また、半日研究生は、自分の本業以外の時間において本学で勉強する者。